2　法第十八条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二　文化財保護法第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

三　旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品等として認定された建築物

四　文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

五　第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

六　景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

3　法第十八条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。

一　建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの

二　建築基準法第八十五条第二項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

三　建築基準法第八十五条第五項の規定による許可を受けた建築物

（所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模）

第八条　法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、新築に係る特定建築物以外の建築物の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2　法第十九条第一項第二号の政令で定める規模は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

（建築物に係る報告及び立入検査）

第九条　所管行政庁は、法第二十一条第一項の規定により、法第十九条第一項各号に掲げる行為に係る建築物の建築主等に対し、当該建築物につき、当該建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2　所管行政庁は、法第二十一条第一項の規定により、その職員に、前項の行為に係る建築物又はその工事現場に立ち入り、当該建築物並びに当該建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅の戸数）

第十条　法第二十八条第一項の政令で定める数は、一年間に新築する一戸建ての住宅の戸数が百五十戸であることとする。

（住宅事業建築主に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第十一条　法第二十八条第三項の政令で定める審議会は、社会資本整備審議会とする。

（一戸建ての住宅に係る報告及び立入検査）

第十二条　国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一　新築した一戸建ての住宅の戸数

二　一戸建ての住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項

2　国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、その職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場又は住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該一戸建ての住宅、当該一戸建ての住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

本則に次の一条を加える。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間）

第十五条　法第四十三条第一項（法第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定増改築の範囲）

第二条　法附則第三条第一項の政令で定める範囲は、二分の一を超えないこととする。

（特定増改築に係る特定建築物に係る報告及び立入検査）

第三条　所管行政庁は、法附則第三条第九項の規定により、特定増改築に係る特定建築物の建築主等に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2　所管行政庁は、法附則第三条第九項の規定により、その職員に、特定増改築に係る特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

第二条　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十三号」の下に「及び第二十六号」を加え、同項中第三十三号を第三十四号とし、第二十六号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

（地方道路公社法施行令の一部改正）

第三条　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十九号」の下に「及び第二十二号」を加え、同項中第三十号を第三十一号とし、第二十二号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第四条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び第十七号」を「、第十七号及び第十九号」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、第十九号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（登録調査機関の登録の有効期間）」に改め、同条中「（法第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）」を削る。

第十四条中「（以下「空気調和設備等」という。）」を削る。

第十五条から第二十条の四までを削り、第二十一条を第十五条とし、第二十二条を第十六条とし、第二十三条を第十七条とし、第二十三条の二を第十八条とし、第二十三条の三を第十九条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条を第二十条とし、同条の前に見出しとして「（報告及び立入検査）」を付する。

第二十五条を第二十一条とし、第二十六条から第三十条までを四条ずつ繰り上げ、第三十一条及び第三十一条の二を削る。

第三十二条中「第八十七条第十三項」を「第八十七条第十項」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十三条の表の七の項を削り、同条を第二十八条とする。

第三十四条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条を第二十九条とする。